

霧島市部設置条例等の一部改正について

霧島市部設置条例等の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市部設置条例等の一部を改正する条例

(霧島市部設置条例の一部改正)

第1条 霧島市部設置条例（平成17年霧島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市部等設置条例

第1条中「次の部を置く」を「次の部等を置く」に改め、同条中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 市長公室

第2条中「部の分掌する事務」を「部等の分掌する事務」に改め、同条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げる。

第1号中エからキまでを削り、クをエとし、ケからシまでをオからクまでとし、同号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 市長公室

ア 市政の重要事項に関すること。

イ 秘書に関すること。

ウ 広報及び広聴に関すること。

エ 防災に関すること。

オ 交通安全及び防犯に関すること。

カ ジオパークに関すること。

(霧島市議会委員会条例の一部改正)

第2条 霧島市議会委員会条例（平成17年霧島市条例第302号）の一部を次のように改正す

る。

第2条第2項第1号中「総務部」を「市長公室、総務部」に改める。

(霧島市国民保護協議会条例の一部改正)

第3条 霧島市国民保護協議会条例（平成18年霧島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部」を「市長公室」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織機構の最適化のため、市長公室を設置することに伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものである。